

今回の選挙で 投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、平成2年4月12日までに生まれた人で、平成22年1月5日までに転入の届け出をし、引き続き住民基本台帳に登録されている人です。（この要件を満たす人は、4月5日に選挙人名簿に登録されます）

投票時間は 午前7時から午後8時

あなたが投票できる投票所を記載した入場券を郵送します。投票の際に必要なので大切に保管してください。投票できる時間は、午前7時から午後8時までです。

また、入場券をなくした人や入場券が届かなかった人は、投票日に投票所の受付係に申し出てください。その際は、本人を確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）を持参してください。

町長選挙と議員選挙では 投票の方法が違います

●町長選挙 投票用紙には候補者の名前が印刷してありますので、投票したい候補者の上の○をつける欄に、備え付けのゴム印で○印を押してください。なお、期日前や不在者投票、点字投票では候補者の名前を書いてください。

●議員選挙 投票用紙に投票したい候補者の名前を書いてください。

●代理投票・点字投票

身体障害で、字を書くことができない人は「代理投票」が、視覚障害の人は「点字投票」ができます。希望する人は、投票所で係に申し出てください。

投票日に

投票ができない人

- 期日前投票 仕事や旅行などで投票日に投票ができない人は次のとおり期日前投票ができます。
- とき 4月7日（水）から10日（土）まで。受付時間は午前8時30分から午後8時まで
- ところ 選挙管理委員会事務室（※役場玄関右側）

●必要なもの 入場券または本人を確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）

任期満了に伴う

鞍手町長選挙

鞍手町議会議員補欠選挙

告示日は4月 6日（火）
投票日は4月 11日（日）

不在者投票

▼指定された病院や施設に入院・入所している人

県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している人は、その病院などで投票ができます。事前に病院などの職員にお尋ねください。

▼身体に重度の障がいがあり投票所にいけない人

身体に重度の障がいがある人で「身体障害者手帳」や「戦傷病者手帳」の交付を受けている人、介護保険被保険者証の要介護認定5に該当する人は、自宅で「郵便等による不在者投票」ができます。投票日の4日前までに投票用紙の請求をお願いします。

また、「郵便等による不在者投票」ができる人のうち、自分で投票用紙等に記載できない人は、事前に選挙管理委員会へ届け出をすれば、代理記載人に記載してもらおう

ことができます。事前に手続が必要ですので、早めに選挙管理委員会の手続きを行ってください。

●注意 「郵便等による不在者投票」は事前に「郵便等投票証明証」の交付を受けておかなければいけません。「郵便等投票証明証」には有効期限がありますので、すでに交付を受けている人はご確認ください。

▼長期出張や旅行の人は

長期間の出張や旅行により、他の市区町村に滞在している人は、その滞在市区町村の選挙管理委員会に不在者投票をすることができます。その場合、事前に鞍手町選挙管理委員会に投票用紙を請求する等、郵便での手続が必要ですので早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、投票時間は、滞在市区町村の選挙管理委員会の勤務時間中に限られます。

問い合わせ

選挙に関する疑問や質問は、鞍手町選挙管理委員会（役場税務住民課 住民班）
☎42局2111番まで



選挙へ行こう

